

(12) 一般事業主行動計画関係（平成21年4月1日、平成23年4月1日施行）
【次世代育成支援対策推進法施行規則の一部改正】

次世代育成支援対策推進法

第12条（略）

2 （略）

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

4 （略）

5 前項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表するよう努めなければならない。

6 （略）

<内容>

一般事業主（次世代法第12条第1項に規定する事業主をいう。以下同じ。）が、一般事業主行動計画（次世代法第12条第1項に規定する一般事業主行動計画をいう。以下同じ。）を策定し、又は変更したときの公表の方法について、インターネットの利用その他の適切な方法によるものとする。

次世代育成支援対策推進法

第12条の2 前条第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

2 前条第四項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講ずるよう努めなければならない。

3 （略）

<内容>

一般事業主が、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときの周知の方法については、

- ・ 事業所の見やすい場所への掲示又は備え付け
- ・ 書面による労働者への交付
- ・ 電子メールを利用した労働者への送信

その他の適切な方法によるものとする。